【生活保護】ナショナルミニマムとしての生活保護

布川日佐史(法政大学)

はじめに

近代から現代にかけて過去のものとしてきたはずの親族扶養、劣等処遇、惰民排除が、 今、強化されようとしている。ナショナルミニマム・生活保護が、こうした状況に直面し ている日本の社会政策の現状をどう説明するのか、また、どんな見通しを持つべきか?

I ナショナルミニマムの水準

- 1 生活保護基準の決定(検証)の日本的特徴
- 1) 最低生活保障基準がいくつもあり、対象者によって基準額が異なる国や、最低賃金との関連で、最低生活保障基準を決めている国(『貧困研究』10号7ヶ国比較特集)
- 2)日本は、賃金との連関からではなく、参照世帯(第1·十分位世帯)の消費支出との比較で、ナショナルミニマムとしての生活保護基準の妥当性を検証している。
 - ・ドイツは、参照世帯、参照消費支出品目など具体的な算定方法を法律で規定し、金額を法文上に明示している。司法による統制も(2010年連邦憲法裁判所違憲判決)。
 - ・水準均衡方式と呼ばれる現行方式の原則は実は曖昧。(布川、2009)
 - ・検証結果をどう反映するか(基準額変更、加算の廃止・復活)は、厚労大臣の裁量。
- 3)年度毎の改定は、「政府経済見通の民間最終消費支出伸び率」によるといわれている。
- 2 生活保護受給世帯の生活実態はどこまで検証されているか?
 - ・「相対的な関係において規定されてきた最低生活が、高度化した社会生活の現実に対応 していない可能性」(中川、2011)
 - ・受給世帯の使いきり生活の危うさ・家計管理における緊張した状況、「長期的な生活を 形作る社会的枠組みが欠落し、日常的な消費に特化した構造」(室住、2013)
- 3 問題は、社会生活と生活構造の変容と、90年代末以降の所得・消費水準低下、格差拡大に対応したナショナルミニマムの決定方式が持てていないこと。
 - ・第1・十分位世帯を参照世帯とする限り、ナショナルミニマムは下がる。
 - ・アベノミクスで社会全体の生活水準が向上し底上げになるのか、それとも、格差が拡大 し低所得層の生活水準は低下するのか、今後どのような決定方式を取り入れるべきか?
- 4 2013 年生活保護基準改定のポイント(基本問題の解決は回避しつつ、予算を削減した。)
 - 1)「展開」に関わる指数の見直し
 - ①第1·十分位世帯の生活扶助相当支出額を参照し、②世帯人数のスケールメリット指数、 年齢別指数、地域別指数を変更した。 (『貧困研究』10 号、2013、布川、上藤)
 - 2) 実質購買力の維持を目的とした保護基準の見直し(物価下落への対応)
 - ①考え方:「実質的な購買力を維持」する
 - ②改定指標:「生活扶助相当消費者物価指数(生活扶助相当 CPI)」
 - ③指数の算出:物価指数の算出とは異なる特異な計算手法で算出したため、通常の CPI を大きく上回る (-4.78%)。(『貧困研究』10 号、2013、上藤、白井)
 - 3) 勤労控除特別控除等の廃止
 - ・就労インセンティブを高めるとしつつ、特別控除(年15万円まで)を廃止した。
 - ・ハローワークへの交通費(「移送費」)を「就労支援金」(5,000円/月)に代替した。

5 金銭給付だけでなく、①日常生活・社会生活支援サービス給付のナショナルミニマム、 ②資産所有のナショナルミニマム保障の検討が必要。

Ⅱ ナショナルミニマムが機能しているかどうか

- 1 貧困率の上昇、貧困線の低下
 - ·相対的貧困線 125 万円/年、相対的貧困率 16.0% (2009 年)
- 2 生活保護受給者の動向 -増加の頭打ちから、受給者減少局面へ
 - ·生活保護受給者 215 万人、受給者率 1.67% (2013 年 6 月)
- 3 生活保護のカバー率の低さ
 - ・漏給=要保護状態だが、生活保護を受給していない人々の多さ。
- 4 生活保護法改正案の問題点
 - 1)「親族扶養」:申請抑制、親族へ迷惑がかかる制度へ
 - 2)「劣等処遇」: ジェネリック薬品使用の事実上義務化
 - ※ 厚労省社会・援護局長(2013年5月)「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本 方針について」→早期の集中「支援」(保護開始から6ヶ月以内の就職)。確認書。 自立支援から、指導・指示へ転換。制裁(保護・低廃止)に繋がる。
- 5 生活困窮者自立支援法案・モデル事業
 - 1)対象者:「現に生活に困窮している人で、要保護状態ではない人」(「準要保護層」) 生活保護受給者および生活保護を受給できるのに非受給・未受給(いわゆる漏給) の人は原則として対象にならない。
 - 2) 就労支援事業(「中間的就労」など): 雇用関係、労働者性、最賃適用が曖昧。
 - 3) 課題:①自立相談支援事業で生活困窮を把握し、非受給・未受給の要保護者への生活保護適用を促進し、経済保障をした上で、自立支援をする。
 - ②中間的就労の職業訓練としての位置づけと、性格、内容を明確にする。
 - ③中間的就労と最低生活保障給付の組み合わせという選択肢を可能にする。
 - ④支援つき一般雇用(対象者支援、受け入れ企業支援)の仕組みを作る。

おわりに

「転落への不安」を強めていた中間層が、「上昇への希望」を持てるようになった。また、 生活保護受給当事者の社会的運動が出てきている。こうしたもとで、以上に述べた課題 の検討にあわせて、格差、雇用・賃金、再分配など社会経済構造分析と、受給者の持つ ダイナミズム分析が必要である。

<参考文献>

- ・布川日佐史(2009)『生活保護の論点』山吹書店
- ・岩永理恵(2011)『生活保護は最低生活をどう構想したか』ミネルヴァ書房
- ・中川清(2011)「最低生活の性格変化と直面する課題」明石書店、中川・埋橋編著『生活保障と支援の社会政策』、p.18 44
- ・室住眞麻子(2013)「生活保護世帯の家計・生活構造」ミネルヴァ書房、埋橋孝文編著『生活保護』、p.91-108
- ・『貧困研究』10 号(2013)特集「先進 7 ヶ国における社会扶助の給付水準の決定及び改定 方式」/緊急企画「生活保護基準見直しの動きを検証する」(布川、上藤、白井論文)